

おくやみのしおり

令和5年度版



この度は心よりおくやみ申し上げます。

このしおりでは、高知市民の方がお亡くなりになった後に必要となる諸手続きについてご案内しております。

必要書類等をご確認のうえ、各窓口で直接お手続きください。

なお、市役所でのお手続きがご不明な方には、必要な窓口をご案内する「おくやみ窓口」を設置しておりますので、ご利用ください。

高知市中央窓口センター

おくやみ窓口

高知市役所本庁舎 1 階 中央窓口センター 1 階発券機横の職員にお声掛けください。

ご案内時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日・年末年始を除く）

事前予約 ※ お待たせしない事前予約をおすすめします。

「おくやみ窓口」のご案内は、下記二次元コードからもご覧になれます。（高知市ホームページ）

★スマートフォン・PC から明日以降にご予約されたい方

高知市おくやみ窓口のホームページに予約専用ページへのリンクがあります。

受付期間：おくやみ窓口ご利用の前日まで（土日祝日・24 時間可能）

※前日までのキャンセル・予定変更もスマートフォン・PC から可能です。



☆お電話で明日までに予約されたい方

受付期間：8:30～17:00（土日祝除く）

〈コールセンター〉 **088-822-8111**

☆お問い合わせ・当日のご予約・

お電話でキャンセル・日程変更されたい方

受付期間：8:30～17:15（土日祝除く）

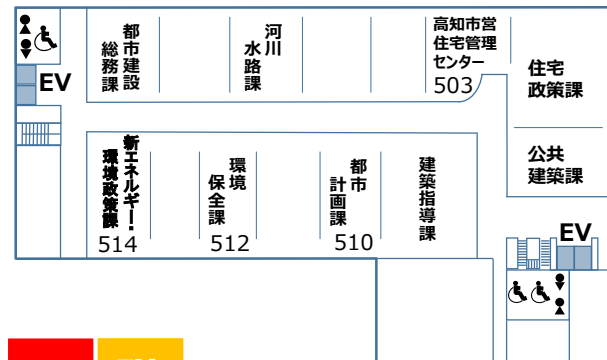
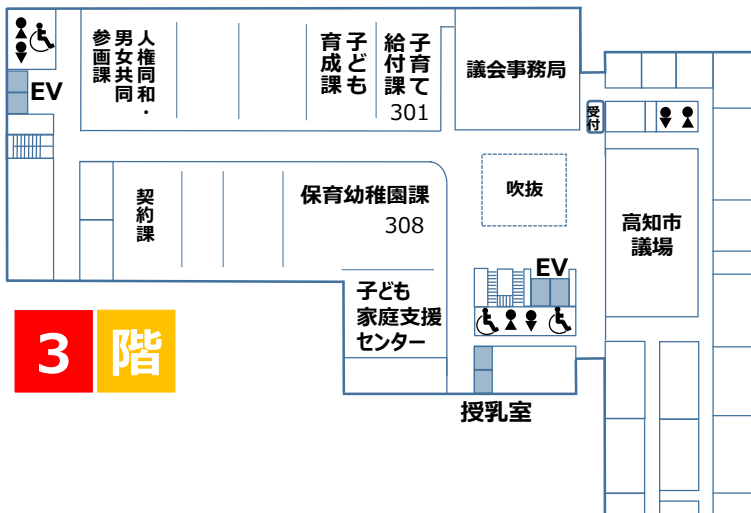
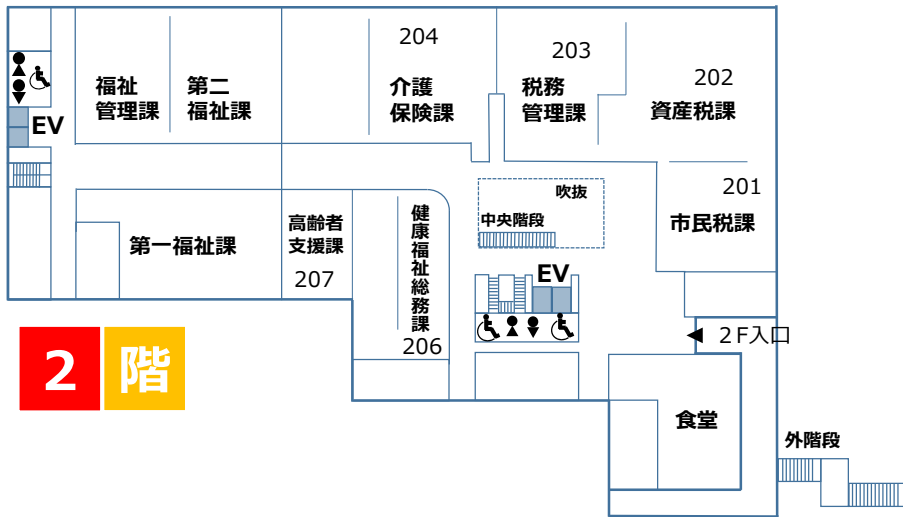
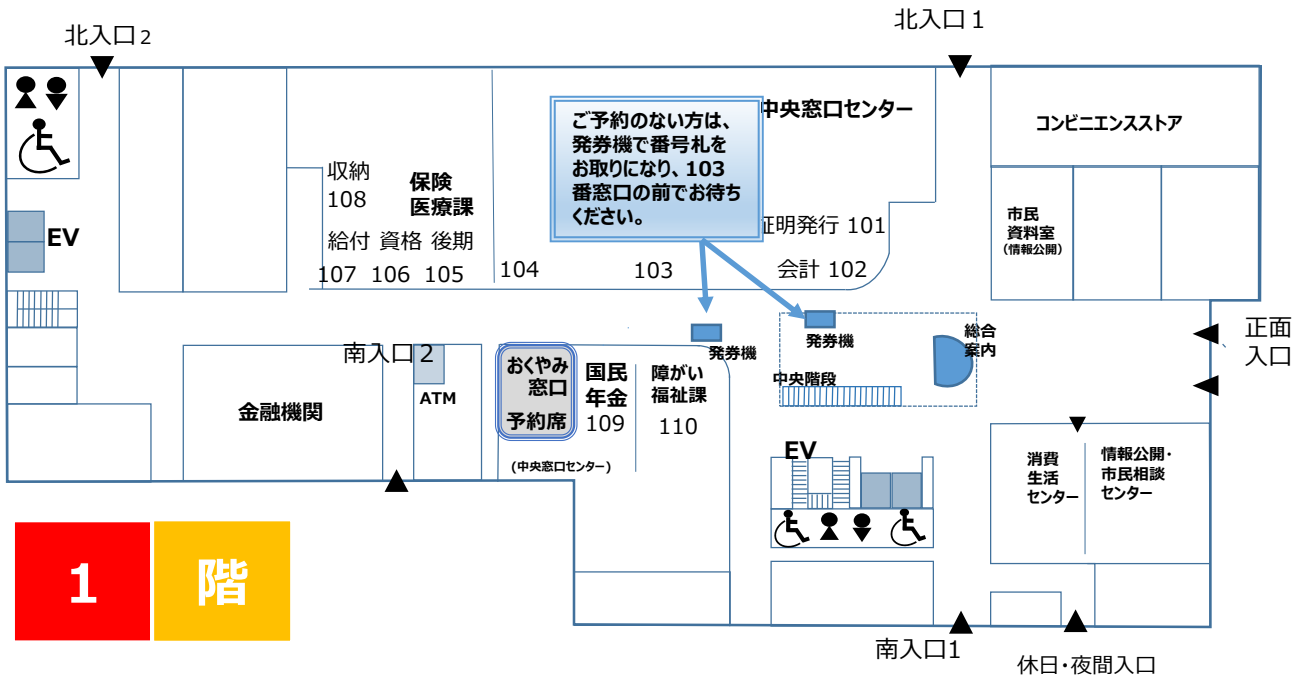
088-821-9002

※**おくやみ窓口**での説明に**45 分程度かかる**見込みです。その後各窓口でお手続きをしていただくことがありますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

※**ご予約された時間に遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。**

なお、次の方の予約時間までのご案内となりますので、予めご了承ください。

◆本庁舎 フロアマップ



高知市おくやみ窓口のインターネット予約

事前のご予約は1か月前からご利用の前日までお受けしています。
操作にご不安がある方は、お電話でのご予約も承っています。
088-822-8111 (8:30~17:00 土日祝日を除く)

◎操作方法

1

右の二次元コードまたは、
“高知市おくやみ窓口”で検索し、
おくやみ予約専用ページからお申込みください。



2

予約日を選択する

おくやみ窓口のご利用希望日をカレンダーから選び、
「○」や「✓(変更時のみ)」を選択してください。
「-」や「×」は予約ができません。

※予約状況をクリックすると時間選択画面へ進みます。

施設名	予約枠名	<3か月前	<1か月前	<1週間	2022年				
					10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
					(日)	(月)	(火)	(水)	(木)
おくやみ窓口 予約席 (73番窓口)	おくやみ 窓口予約 席	-	○	○	○	○			

3

予約時間を選択する

おくやみ窓口のご利用を希望する時間帯を選択して、
「✓」になったら「予約する」を選択してください。
「-」や「×」は予約ができません。

凡例

✓：選択中 ○：予約可 ×：予約不可
-：予約受付期間外

13:00	-
14:00	✓
15:00	○
16:00	○

おくやみ窓口予約席

< 施設選択へ戻る

予約する >

おくやみ窓口のご予約には、利用者登録は不要です。
「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択して、
次にお進みください。

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

4

利用規約を確認する

表示される利用規約を確認のうえ、ご理解いただけましたら「同意する」を選択して、次にお進みください。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 時間選択へ戻る

同意する >

5

予約内容を入力する

当日のご案内の準備のため、お亡くなりになった方や来庁される方に関する情報の入力をお願いします。入力が完了したら「確認へ進む」を選択してください。

※このシステムは、電子メールアドレスの入力が必須となります。

※右は入力画面の一部です。

申請者 **必須**

申請者の氏名または、法人名を入力してください。

氏：
[]

名：
[]

利用者の連絡先メールアドレスを入力してください。

メールアドレス
[]

確認へ進む >

6

入力内容を確認し、予約を確定する

入力内容の確認後、「申込む」を選択して完了です。

⑤で入力したメールアドレスに確認メールが届きます。日時の変更やキャンセルには、確認メールに記載された予約番号とパスワードが必要となりますので、大切に保管しておいてください。

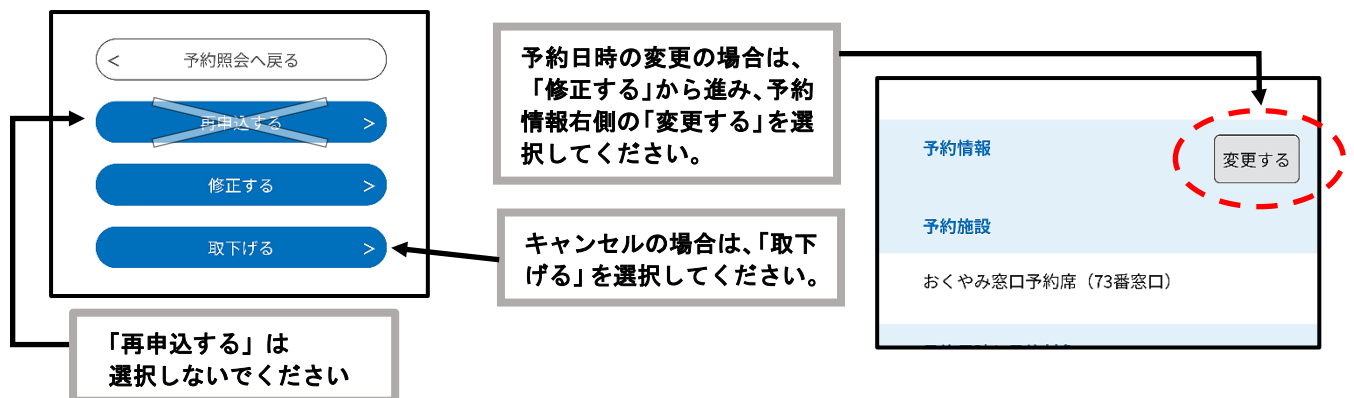
< 入力へ戻る

申込む >

7

予約日時の変更・予約のキャンセル

ご利用の前日までであれば、変更やキャンセルの操作が可能です。確認メールに記載された URL のページで、予約番号とパスワードを入力すると、操作画面が表示されます。



お問い合わせ先：高知市中央窓口センターおくやみ窓口 (088-821-9002)

も く じ

お持ちいただくもの	1
法定相続人とは	2
死亡に伴うお手続きチェックリスト	3
死亡に伴うお手続き	5
戸籍、住民票	5
年金、給付金、恩給、弔慰金	6
健康保険、介護、高齢	8
障がい福祉	10
精神保健、難病、こども・保護者	12
自動車、二輪車	13
不動産、不動産登記、農地、森林、墓地	14
市県民税、国税、県税、市営住宅	16
上下水道、浄化槽、くみ取り式トイレ、公共料金	17
NHK、電話、その他	18
口座引き落とし、カード、預貯金、株式、生命保険等	19
免許証、旅券、営業許可、犬、鳥獣	20
遺言、相続放棄等	21
戸籍謄本・住民票等の証明書について	22
死亡に伴うお手続きの委任状について	23
委任状様式	25
遺品の処分について	26
空き家の適切な管理をお願いします	27
変わる不動産登記・法定相続人を証明する方法	28

メ 毛

お持ちいただくもの

●ご遺族のもの

- 認 印（相続人代表※の認印）
- お越しいただく方の本人確認書類
 - ◎ 写真付きのもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など）
 - ◎ 写真付きのものがない場合（健康保険証、介護保険証、年金手帳などあれば2点以上）
- 預貯金通帳またはキャッシュカード（相続人代表・葬祭を行った方）
 - ◎ 葬祭費や介護保険の支給手続き等に使用します。
- 委任状（詳しくは23～25ページをご覧ください。）

●亡くなった方のもの（お手元にあるものだけでかまいません）

・後期高齢者医療に加入の場合

- 葬祭費請求に必要な書類（会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証(書)等）
- 後期高齢者医療被保険者証

・国民健康保険に加入の場合

- 葬祭費請求に必要な書類（会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証(書)等）
- 国民健康保険被保険者証

・国民年金、厚生年金 ◎年金を受給されている方で、年金事務所をご予約されている方は必要ありません。

- 年金手帳または年金証書（振込通知ハガキなど基礎年金番号のわかるものでも可）
- 死亡診断書の写しまたは埋火葬許可証

・65歳以上の方、または40歳～64歳で要介護認定を受けている方

- 介護保険被保険者証、負担割合証、限度額認定証など

・身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

- 身体障害者手帳、療育手帳
- 障害医療費受給者証など

・税金について、ご質問やご相談がある場合

- 納税通知書など

・以下のものをお持ちの方

- ひとり親家庭等医療費受給者証
- 印鑑登録証、長寿手帳
- 住民基本台帳カード（作成されている場合）
- その他、市役所から交付された証書類など
- 遺言書 [法定相続人以外の方が相続人になった場合、遺言書（自筆証書遺言は、検認済のものに限る）をお持ちください。]

※相続人代表とは、法定相続人のうち、各種手続きの通知先として代表していただく方です。
所有権や相続割合等を決めるものではありません。

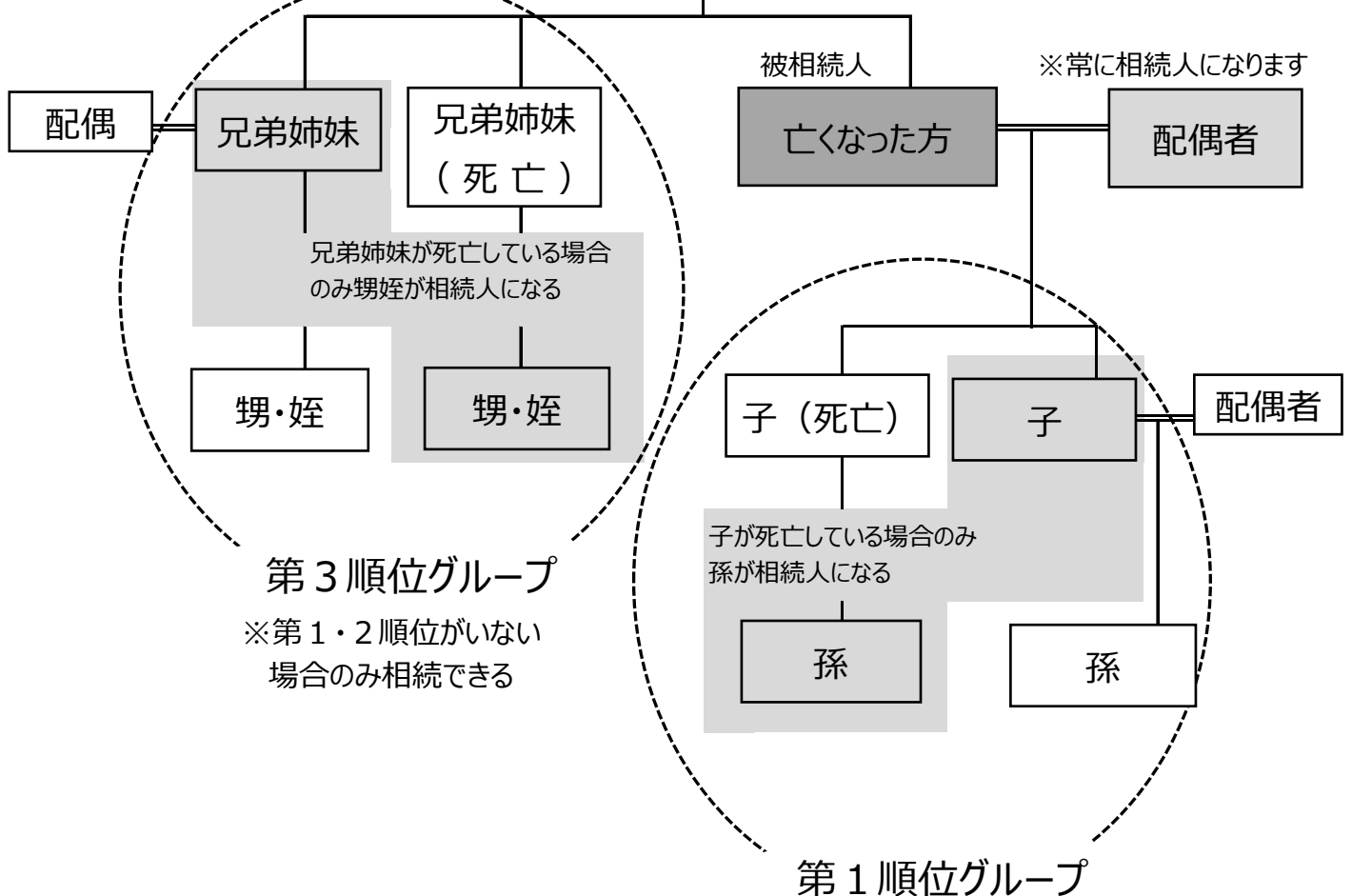
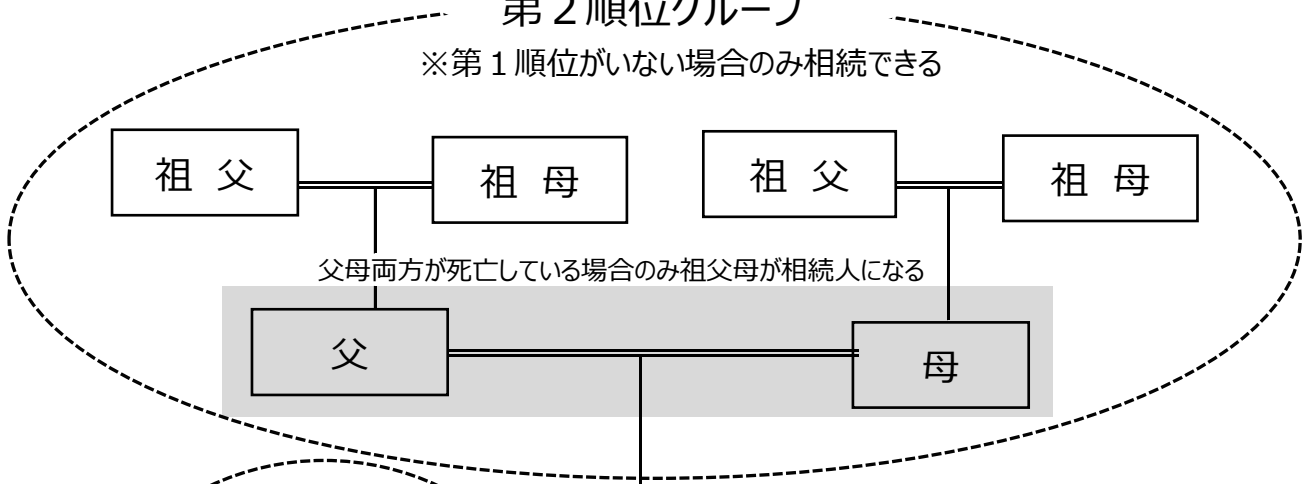
法定相続人とは

法定相続人とは、民法上定められた相続人を言います。

- 相続の範囲と順位 …… 亡くなった方の配偶者は、常に相続人になります。
あわせて、一番順位の高いグループの方が相続人になります(例：配偶者 + 第1順位グループ)。第1順位グループがない場合のみ第2順位グループの方へ、第1・2順位グループの方が共にいない場合のみ、第3順位グループの方が相続人となります
- …… 各順位における相続人になり得る範囲

第2順位グループ

※第1順位がない場合のみ相続できる



死亡に伴うお手続きチェックリスト

チェックリストをもとに「おくやみのしおり」の参照ページをご覧ください。担当課・受付窓口にご直接お問い合わせ、またはお手続きください。

おくやみ窓口をご利用の場合も、事前にこのチェックリストにご記入してお持ちいただきますと、窓口でのご案内がスムーズにできますので、ぜひご利用ください。

「はい」の場合は○、「いいえ」の場合は×、「わからない」場合は△を記入してください。

項目	亡くなった方の情報	チェック欄 ○、×、△	参照 ページ	手続 完了日	市役所 本庁舎
遺言書・ 相続放棄等	公正証書遺言書を残していますか。		公正証書遺言書に従って 相続手続をしてください。		
	上記以外の『遺言書』を残していますか。		P 21	／	
	亡くなった方の相続人で、「相続の限定承認」や 「相続放棄」をする予定の方はいますか。		P 21	まずは家庭裁判所に ご相談ください。	
住民登録	3人以上の世帯の世帯主でしたか。 (いずれも15歳以上)		P 5	／	1階 103番
	印鑑登録をしていましたか。		P 5	／	
	マイナンバーカードまたは マイナンバー通知カードをお持ちでしたか。		P 5	／	
	住民基本台帳カードをお持ちでしたか。		P 5	／	
年金	(外国籍の方) 在留カード・特別永住者証明書をお持ちでしたか。		P 5	／	
	年金を受け取っていましたか。		P 6 P 7	／	
給付金	まだ年金を受け取っていませんか。		P 6	／	
	障がいのあった方で、日本年金機構から 特別障害給付金を受け取っていましたか。		P 7	／	1階
甲 慰金 恩給	障がいのあった方で、公的年金・生活保護いずれも受け ておらず、高知市福祉給付金を受け取っていましたか。		P 7	／	109番
	恩給・戦没者甲慰金を受け取っていましたか。		P 7	／	

項目	亡くなった方の情報について	チェック欄 ○、×、△	参照 ページ	手続 完了日	市役所 本庁舎
健康保険	高知市国民健康保険に加入していましたか。		P 8	／	1階 107番
	後期高齢者医療保険に加入していましたか。		P 8	／	1階 105番
	上記以外の健康保険に加入していましたか。 (協会けんぽ、各共済組合、各健康保険組合、国保組合など)		P 8	／	
介護・ 高齢	満65歳以上の方でしたか。		P 9	／	2階
	満40歳以上65歳未満の方で、 要介護認定を受けていましたか。		P 9	／	204番 207番
障 が い 福 祉	障害者手帳をお持ちでしたか。	精神保健福祉手帳	P 12	／	1階
		身体障害者手帳、療育手帳	P 10	／	
	障がいのサービスや医療助成を受けていましたか。		P 10 P 11	／	110番
子 ど も	高知県の特定医療費受給者証(難病)を お持ちでしたか。		P 12	／	
		中学生以下のお子さまがいましたか。 または、ご本人が中学生以下の方でしたか。		P 12	／
自動 車 等	自動車やバイク等をお持ちでしたか。		P 13 P 16 P 19	／	
不 動 産	固定資産(土地・家屋)をお持ちでしたか。		P 14 P 15 P 16	／	
	森林・農地をお持ちでしたか。		P 14 P 15 P 16	／	
墓 地	高知市営墓地を使用していましたか。		P 15	／	5階 512番
税 金	市・県民税が課税されていましたか。		P 16	／	2階 201番
	高知市に税金を納付書または口座引き落としで 納付していましたか。		P 16	／	2階 203番
	県税・国税について手続きや質問がありますか。		P 16	／	
	個人事業主でしたか。		P 16	／	

裏面にもあります

項目	亡くなった方の情報について	チェック欄 ○、×、△	参照 ページ	手続 完了日	市役所 本庁舎
市営住宅	市営住宅・改良住宅・コミュニティ住宅にお住まいでしたか。		P16	／	5階 503番
上下水道	上下水道の契約者でしたか。		P17	／	
	下水道受益者負担金を分納中、または徴収猶予中の方でしたか。		P17	／	
浄化槽	浄化槽を使用していましたか。 (浄化槽の契約者)		P17	／	5階 512番
トイレ	くみとり式トイレを使用していましたか。 (くみとりの契約者)		P17	／	
公共料金	電気・ガス等の契約者でしたか。		P17	／	
その他	NHK放送受信料の契約者でしたか。		P18	／	
	固定電話の契約者でしたか。		P18	／	
	携帯電話の契約者でしたか。		P18	／	
	インターネット、ケーブルテレビ等の契約者でしたか。		P18	／	
	口座引き落としでのお支払いはありますか。 (公共料金やNHK・新聞などの年会費・購読料等)		P19	／	
	クレジットカードをお持ちでしたか。		P19	／	
	預貯金等の口座をお持ちでしたか。		P19	／	
	株式をお持ちでしたか。		P19	／	
	生命保険・損害保険等の契約者でしたか。		P19	／	

項目	亡くなった方の情報について	チェック欄 ○、×、△	参照 ページ	手続 完了日	市役所 本庁舎
その他	運転免許証をお持ちでしたか。		P20	／	
	旅券(パスポート)をお持ちでしたか。		P20	／	
営業許可	保健所で営業許可を受けていましたか。		P20	／	あんしんセンター 1階 ⑧番 ⑩番
動物	犬	犬を飼っていましたか。	P20	／	あんしんセンター 1階 ⑨番
	鳥獣	鳥獣飼育登録票の交付を受けていましたか。 (メジロを飼っていましたか。)	P20	／	5階 514番

死亡に伴うお手続き

【 おことわり 】

☆ このしおりでは、亡くなった方が対象者または該当する場合に必要なお手続きをご案内しておりますが、
全ての方に当てはまるものではありません。

また、場合によっては、お手続きの際に『委任状』（23～25 ページ参照）が必要になることもありますので、
各種手続きの方法については各受付窓口へお問い合わせください。

区分	対象者または該当する場合	主なお手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
戸籍・住民票	高知市に 住民登録がある方	死亡届 住民票への反映 戸籍への反映	火葬がお済みの場合、死亡届のお手続きは終了しています。 ※死亡事項が記載された住民票や戸籍謄本等の取得には、日数がかかります。 詳しくは、22～23 ページをご覧ください。	中央窓口センター 本庁舎 1 階 1 0 3 番 088-823-9430 または 塚ノ原窓口センター 088-850-0020
		世帯主変更届	3 名以上の世帯で、世帯主が亡くなった場合は、次の新世帯主を決定し、その旨を「住民票の世帯主変更のお知らせ」として送付させていただきます。 お知らせの内容と実際の世帯主が異なる場合は、お届けが必要ですので、詳しくは右記にお問い合わせください。	三里窓口センター 088-837-3030 高須窓口センター 088-880-0100 一宮窓口センター 088-820-2020
		印鑑登録証の返納	亡くなられた方の印鑑登録は自動的に抹消されます。 お持ちの方は返納ください。	朝倉窓口センター 088-850-0010 瀬戸窓口センター 088-837-2020
		マイナンバーカード マイナンバー通知カード	お手続きにマイナンバーが必要な場合がありますので、1 年間はそのままする元にお持ちください。 不要な場合はご返納ください。	鏡窓口センター 088-896-2001 土佐山窓口センター 088-895-2311
		住民基本台帳カードの返納	不要な場合はご返納ください。	春野窓口センター 088-894-2311
		在留カードの返納 特別永住者証明書の返納	最寄りの地方出入国在留管理官署へ直接返納する場合は、死亡したことがわかる書面の写しとともに返納してください。 郵送で返納する場合、詳しくは右記にお問い合わせください。	高松出入国在留 管理局高知出張所 (丸ノ内 1-4-1) 088-871-7030

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
年金	国民年金に加入し、年金を受け取っていない方	遺族基礎年金 ※亡くなった方が一定の納付要件を満たし、亡くなった方に生計維持されていた子ども〔18歳に達する日の属する年度末まで（一定の障害があるときは20歳未満）〕がいる場合	※必要書類は、お手続きの内容によって変わります。 まずは下記のことを準備のうえ市役所または最寄りの年金事務所へご相談ください。 ・亡くなった方の年金手帳など、基礎年金番号が確認できるもの ・死亡診断書の写しまたは埋火葬許可書 ※代理人がお手続き等する場合には年金指定の委任状が必要です。	中央窓口センター 国民年金担当 本庁舎1階 109番 088-823-9439 ※最寄りの年金事務所でもお手続きできます ※年金事務所でのお手続きは、事前予約が必要です。 年金事務所の連絡先は下記をご覧ください。
		寡婦年金 ※国民年金加入者で第1号被保険者としての保険料納付済み期間等の要件を満たした夫が死亡し、10年以上継続して婚姻関係にあり、亡くなった方に生計維持されていた65歳未満の妻（事実婚を含む）がいる場合		
		死亡一時金 ※第1号被保険者として保険料納付が3年以上ある場合		
	国民年金で障害基礎年金のみ、遺族基礎年金のみ、寡婦年金のみを受給している方	未支給年金請求 等		
厚生年金・共済年金に加入し、年金を受け取っていない方	まず勤務先にお問い合わせください。 (内容によっては最寄りの年金事務所、または各共済組合へ直接問い合わせをする必要があります。)		高知東年金事務所 088-831-4430 高知西年金事務所 088-875-1717	
国民年金・厚生年金・年金生活者支援給金を受給している方	未支給年金請求 等 ※支給要件等の確認が必要です。	※必要書類は、お手続きの内容によって変わります。 まずは下記のことを準備のうえ事前に電話等で年金事務所へお問い合わせください。 ・亡くなった方の年金証書など、基礎年金番号が確認できるもの ・死亡診断書の写しまたは埋火葬許可書 ・亡くなった方との続柄が確認できる戸籍謄本（抄本） ※代理人がお手続き等する場合には年金指定の委任状が必要です。	いずれも自動音声案内が流れたら「1」→「2」を押してください。 ※年金事務所でのお手続きは、事前予約が必要です。	

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
年金	農業者年金を受給している方	死亡届 未支給年金請求	詳しくは右記にお問い合わせください。	【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 088-823-9484 【お手続き先】 高知市農協各支所、 高知県農協春野支所
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。		
	国民年金基金を受給している方	全国国民年金基金（ 0570-008-002 または 03-6804-2202 ）へ直接お問い合わせください。		
	企業年金を受給している方	各企業年金基金等または企業年金連合会（年金相談室）（ 0570-02-2666 ）へ直接お問い合わせください。		
給付金	特別障害給付金を受給している方	死亡届 未支払給付金請求	詳しくは右記にお問い合わせください。	中央窓口センター 国民年金担当 本庁舎1階 109番 088-823-9439
	高知市福祉給付金を受給している方	資格喪失届 給付金未支給請求		
恩給	恩給を受給している方	総務省恩給相談窓口（ 03-5273-1400 ）へ直接お問い合わせください。		
弔慰金	戦没者弔慰金等を受給している方	国債記名変更届 等	詳しくは右記にお問い合わせください。	【お問い合わせ先】 健康福祉総務課 本庁舎2階 206番 088-823-9440 【お手続き先】 償還金支払場所 または 証券保管証書に 記載の郵便局



区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
健康保険	国民健康保険に加入している方	保険証および各種認定証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・各種認定証 ・来庁者の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等) ・葬祭を行ったことが確認できるもの (会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証(書)等) ・葬祭を行った方の振込先口座が確認できるもの 	保険医療課 本庁舎1階 資格賦課係 (保険証・保険料など) 106番 088-823-9360 給付係 (葬祭費・医療費など) 107番 088-823-9359
		葬祭費支給申請		収納係 (お支払いなど) 108番 088-823-9438
	後期高齢者医療保険に加入している方 (75歳以上または、65歳以上で一定の障害があり加入している方)	保険証および各種認定証の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・各種認定証 ・来庁者の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等) ・葬祭を行ったことが確認できるもの (会葬礼状・葬儀の領収書・埋火葬許可証(書)等) ・葬祭を行った方の振込先口座が確認できるもの 	保険医療課 本庁舎1階 後期高齢者医療係 105番 088-823-9380 
		葬祭費支給申請		
	健康保険、共済組合等に加入している方	保険料の精算 等	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表となる方の <ul style="list-style-type: none"> ・振込先口座が確認できるもの ・認印 ※相続人代表となる方と口座名義人が異なる場合は、後期高齢者医療用指定の委任状が必要です。 詳しくは右記にお問い合わせください。	※各共済組合、各健康保険組合、各国保組合等は、加入している各保険者へ [協会けんぽの方は 全国健康保険協会 高知支部 088-820-6010]
		保険証および各種認定証の返還 葬祭費 (埋葬料) 支給申請 など	加入している各保険者に、詳しくは右記にお問い合わせください。 (協会けんぽ、各共済組合、各健康保険組合、各国保組合等があります)	

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
介護 保 険	65歳以上の方 または介護認定を 受けている方	介護保険被保険者証 等の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証（緑） ・介護保険負担割合証（水色） （該当の方） ・負担限度額認定証（ピンク） （該当の方） ・相続人代表となる方の 振込先口座が確認できるもの 	<p>介護保険課 本庁舎2階 204番</p> <p>資格賦課係 (被保険者証・保険料など) 088-823-9971</p> <p>給付係 (高額介護サービス費等の 給付・割合証など) 088-823-9959</p> <p>認定係 (要介護(要支援)認定など) 088-823-9931</p> 
		相続人代表届出		
		介護保険料の精算 高額介護サービス費等 給付費の申請 (該当の方) 介護認定申請取下げ 書届出 (該当の方) 送付先申請		
高 齢	長寿手帳をお持ちの方 (65歳以上)	長寿手帳の返還	お持ちであれば返還してください。 紛失の場合は構いません。	<p>高齢者支援課 本庁舎2階 207番 088-823-9441</p>
	緊急通報装置の 利用者	廃止手続き・ 装置の撤去	お持ちいただくものはありませんが、 高齢者支援課で廃止のお手続き が必要です。 (届出後、利用していた事業所が 装置の撤去を行います。)	
	配食サービスの利用者	廃止手続き	下記のどちらかへご連絡ください。 <ul style="list-style-type: none"> ① ケアマネージャー ② 高齢者支援課 (お電話または窓口) <p>※必要書類は不要です。</p>	

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口	
障がい福祉	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	手帳返還届	・身体障害者手帳、療育手帳	障がい福祉課 本庁舎 1 階 1 1 0 番 身体障害者手帳 088-823-9056 療育手帳 088-823-9053	
	重度心身障害児・者医療費助成を受給している方	受給者証の返還	・障害医療費受給者証または高齡障害者医療費受給者証		
	自立支援医療（更生医療）を受給している方	受給者証の返還	・自立支援医療（更生医療）受給者証		
	高知県心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障がい児・者の加入者が亡くなったとき	支給金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった日がわかる住民票 ・年金受給権者（障がい児・者）の住民票 ・医師が発行する死亡診断書（原本または原本証明されたもの） ※加入日から 2 年以内に亡くなった場合は、死亡証明書（指定様式） 上記に加えて ◎年金管理者を設定している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・年金管理者の住民票 ・年金管理者の振込先口座が確認できるもの ◎年金管理者を設定していない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・年金受給権者（障がい児・者）の認印 ・年金受給権者（障がい児・者）の振込先口座が確認できるもの 	障がい福祉課 本庁舎 1 階 1 1 0 番 088-823-9053
		心身障がい児・者が亡くなったとき	死亡届・弔慰金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者の <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・振込先口座が確認できるもの ・亡くなった日がわかる住民票 	
		特別障害者手当、障害児福祉当、経過的福祉手当を受給している方	死亡届 未払い金の請求	※未払い金を請求できる場合がありますので、詳しくは右記にお問い合わせください。	

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口	
障がい福祉	特別児童扶養手当を受給している方	受給者が亡くなったとき	喪失届 認定申請	詳しくは右記にお問い合わせください。	障がい福祉課 本庁舎 1 階 1 1 0 番 088-823-9053
		心身障がい児が亡くなったとき	喪失届	・特別児童扶養手当証書	
	療育手当を受給している方	受給者が亡くなったとき	喪失届 支給申請	・相続人の振込先口座が確認できるもの	
		心身障がい児が亡くなったとき	喪失届	お持ちいただくものはありませんが、喪失のお手続きが必要です。	
	心身障害児福祉年金を受給している方	受給者が亡くなったとき	・喪失届 ・変更届	相続人の { ・振込先口座が確認できるもの ・認印	
		心身障がい児が亡くなったとき	・喪失届	・受給者の認印	
	タクシーチケットをお持ちの方	タクシーチケットの返還	・在宅重度障害者移動支援チケット、 鏡地区福祉タクシーチケットまたは 鏡地区障害者福祉タクシーチケット	障がい福祉課 本庁舎 1 階 1 1 0 番 088-823-9053	
	受給者証等をお持ちの方 (障害福祉サービス・ 地域相談支援、 障害児通所支援、 移動支援、 日中一時支援)	※サービス利用者が亡くなったとき ・受給者証等返還	・受給者証等	障がい福祉課 本庁舎 1 階 1 1 0 番 088-823-9378	
		※サービス利用者が 18 歳未満で、 受給者である保護者が亡くなったとき ・受給者証等返還 ・新たな受給者（保護者）への変更手続き	・受給者証等 新たな受給者（保護者）の { ・本人確認書類 （マイナンバーカード・運転免許証等） ・自署できない場合は認印		
	こうちあったかパーキング利用証をお持ちの方	利用証返還	・こうちあったかパーキング利用証	高知県障害福祉課 088-823-9633 ※市町村の窓口でも返還可 高知市の場合は、障がい福祉課 本庁舎 1 階 110 番	

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口	
精神保健	精神保健福祉手帳・ 自立支援医療受給者証 (精神通院医療)をお持ちの方	お手続きは不要です。		健康増進課 あんしんセンター 1階 1番 088-803-8005	
難病	特定医療費受給者証(難病) をお持ちの方	受給者証の返還もしくは 電話連絡	詳しくは右記にお問い合わせ ください。	高知県庁 本庁舎4階 高知県健康対策課 088-823-9678	
こども・ 保護者	児童手当を 受給している方	児童が 死亡の場合	お手続きは不要です。		
		保護者が 死亡の場合	未支払請求 新規認定請求 災害遺児手当の請求	詳しくは右記にお問い合わせ ください。	
	児童扶養手当を 受給している方	児童が 死亡の場合	額改定(減額) または資格喪失	・資格喪失の場合は 児童扶養手当証書	
		保護者が 死亡の場合	死亡届兼 未支払手当請求 新規認定請求	詳しくは右記にお問い合わせ ください。	
	子ども医療費 助成を受給して いる方	児童が 死亡の場合	お手続きは不要です。		
		保護者が 死亡の場合	保護者の変更	詳しくは右記にお問い合わせ ください。	
	ひとり親家庭等 医療費助成を 受給している方	児童が 死亡の場合	資格喪失		
		保護者が 死亡の場合	資格喪失 新規認定申請		
	保育園・幼稚園・認定こども園等 在園児の保護者の方		各種認定内容および 保育料の変更等	詳しくは右記にお問い合わせ ください。	保育幼稚園課 本庁舎3階 308番 088-823-4012
	就学援助の認 定を受けている 方	児童生徒が 死亡の場合	お手続きは不要です。		
保護者または保護 者と同一住所の 方が死亡の場合		就学援助認定申請	詳しくは右記にお問い合わせ ください。	お子さまが 通学している各学校 もしくは 青少年・事務管理課 たかじょう庁舎4階 088-823-9468	





区分	対象者または該当する場合	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
自動車	普通自動車を所有している方	自動車税（種別割）・納税について 詳しくは右記にお問い合わせください。	高知県中央東県税事務所 088-866-8510
		普通自動車の名義変更・廃車等について 詳しくは右記にお問い合わせください。	四国運輸局高知運輸支局 (大津乙1879-1) 050-5540-2077
	軽自動車を所有している方	軽自動車税（種別割）について 詳しくは右記にお問い合わせください。 ※納税について、詳しくは税務管理課 (16ページ)にお問い合わせください。	市民税課 本庁舎2階 201番 088-823-9423 
		名義変更・廃車等について 詳しくは右記にお問い合わせください。	軽自動車検査協会 高知事務所 (長浜3106-2) 050-3816-3125
二輪車	二輪（125cc以下）、 小型特殊自動車（農耕用等） を所有している方	廃車 ・ナンバープレート ・お手続きする方の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等) 名義変更 ・ナンバープレート ・お手続きする方の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証等) ・自賠償保険証書（お持ちの場合） ※納税について、詳しくは税務管理課 (16ページ)にお問い合わせください。	市民税課 本庁舎2階 201番 088-823-9423 
		二輪（125cc超）を 所有している方	二輪（125cc超）の名義変更・廃車等につい て詳しくは右記にお問い合わせください。 ※納税について、詳しくは税務管理課 (16ページ)にお問い合わせください。

※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。
名義変更・廃車等は早めのお手続きをお願いします。

区分	対象者または該当する場合	必要なものまたはご案内	担当課 受付窓口
不 動 産	亡くなった方が高知市内に固定資産（土地・家屋）を持っていたか確認したい場合	<p>※電話でのお問い合わせは受け付けておりません。</p> <p>◎窓口でのお問い合わせ ※相続人の来庁が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方との相続関係が確認できる戸籍謄本等 ・相続人の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等） 	<p>資産税課 本庁舎 2階 202番</p> <p>088-823-9426 (土地係)</p> <p>088-823-9425 (家屋係)</p>  <p>※高知市以外の固定資産は、所在する市区町村役場の税務担当部署が窓口です。</p>
	高知市内に固定資産（土地・家屋）をお持ちの方	<p>【課税と納税について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税は、1月1日の登記名義人に対して課税されます。 ・1月2日以降に亡くなった場合は、亡くなった方の相続人が納税義務者となりますので、該当される方は右記までご連絡ください。 <p>※納税について詳しくは税務管理課（16ページ）にお問い合わせください。</p> <p>（お問い合わせの際に必要なもの）</p> <p>◎電話でのお問い合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税納税通知書等の通知書番号が確認できるもの <p>◎窓口でのお問い合わせ ※相続人の来庁が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の固定資産税納税通知書、もしくは亡くなった方との相続関係が確認できる戸籍謄本等 ・相続人である来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等） <p>【翌年度の課税について】</p> <p>亡くなった年の翌年1月1日までに相続登記が完了した場合</p> <p>新しい登記名義人に固定資産税がかかりますので資産税課での、お手続きはありません。 なお、相続登記については高知地方法務局へお問い合わせください。</p> <p>亡くなった年の翌年1月1日までに相続登記が完了しない場合</p> <p>亡くなった方の相続人に、納税義務者として納税通知書を受け取っていただくためのお手続きが必要となります。 詳しくは右記にお問い合わせください。</p> <p>※未登記家屋をお持ちの方</p> <p>新しく家屋の所有者となる方に固定資産税がかかりますので、所有者変更のお手続きが必要となります。 詳しくは右記家屋係にお問い合わせください。</p>	

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
不動産登記	不動産を相続する方	相続による 所有権移転登記 (28 ページをご覧ください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・戸籍謄本等または 法定相続情報一覧図の写し 等 	<p>【不動産が高知市にある場合】</p> <p>高知地方法務局 登記部門</p> <p>088-822-3331</p> <p>※その他の市町村にある場合は、管轄法務局を上記にお問い合わせください。</p>
農地	高知市内の農地を相続された方	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・相続した農地の明細 (登記完了証等の農地の地番が確認できるもの) ・相続された方の認印 	<p>農業委員会事務局 たかじょう庁舎 5 階</p> <p>088-823-9484</p> <p>※高知市以外の農地は、所在する市町村役場の農業委員会が窓口です。</p>
	市街化区域の農地を生産緑地地区に指定している方 (※土佐山・鏡・春野(南ヶ丘)は除く)は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・廃止の申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続前のお手続きが必要です ・詳しくは右記にお問い合わせください。 	<p>都市計画課 本庁舎 5 階 5 1 0 番</p> <p>088-823-9465</p>
森林	高知市内の森林の土地を相続された方	森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による届出	森林の土地の所有者届出書	<p>鏡地域振興課 鏡庁舎 (鏡小浜 7)</p> <p>088-896-2001</p>  <p>※高知市以外の森林は、所在する市町村役場の森林担当部署が窓口です。</p>
墓地	高知市有の墓地および納骨堂を使用している方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権承継届 ・記載事項変更申請 ・返還届 ・許可証再交付申請 	詳しくは右記にお問い合わせください。	<p>環境保全課 墓地管理係 本庁舎 5 階 5 1 2 番</p> <p>088-823-9471</p>
	お骨の移動等をご検討されている方	改葬許可申請		

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
市 県 民 税 ・ 国 税 ・ 県 税	市・県民税が課税されている方		<p>※ 1月1日に亡くなられた方は、その年は課税されません。</p> <p>※ 1月2日以降に亡くなられた方は、その年は課税され、相続人に納税通知が送付されます。翌年は課税されません。</p> <p>※ 納税通知書などの送付先を変更したい方は、右記にお問い合わせください。</p> <p>※ 納税について、詳しくは以下の税務管理課にお問い合わせください。</p>	<p>市民税課 本庁舎 2階 201番</p> <p>088-823-9421</p>
	亡くなられた方に課税されている市税について (固定資産税・軽自動車税・高知市県民税等)		<p>納税に関するお手続きは、詳しくは右記にお問い合わせください。</p> <p>◎ 窓口でのお問い合わせ ※ 相続人の来庁が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 亡くなった方との相続関係が確認できる戸籍謄本等 ・ 相続人の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) 	<p>税務管理課 本庁舎 2階 203番</p> <p>088-823-9418</p> 
	国税のお手続きをされる方	<p>相続手続き</p> <p>所得税・消費税 申告手続き</p>	<p>国税局の職員がお答えしていますので、詳しくは右記にお問い合わせください。</p>	<p>高知税務署 (栄田町2丁目2-10) 高知よさこい咲都合同庁舎</p> <p>088-822-1123</p> <p>音声案内に従い、「1」を選択した後、相談する内容の番号を選択してください。</p>
個人事業主であった方	<p>個人事業税の申告</p>	<p>詳しくは右記にお問い合わせください。</p>	<p><高須・三里・五台山・大津・介良地区にお住まいの方></p> <p>中央東県税事務所</p> <p>088-866-8500</p> <p><上記地区以外にお住まいの方></p> <p>中央西県税事務所</p> <p>088-821-4652</p>	
市 営 住 宅	契約者が亡くなり、引き続き入居されている同居者がいる場合	<p>承継手続き</p>	<p>詳しくは右記にお問い合わせください。</p>	<p>市営住宅管理センター 本庁舎 5階 503番</p> <p>088-823-9067</p> 
	契約者が亡くなり、他に同居者がいない場合	<p>住宅返還 手続き</p>		
	市営住宅に入居されている同居者が亡くなった場合	<p>亡くなった方の退去手続き</p>		

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
上下水道	水道・下水道を使用されている方	水道・下水道使用中止 名義変更	詳しくは右記にお問い合わせください。	上下水道局 料金お客さまセンター 大原町事務所 088-832-1132 
	下水道受益者負担金分納中 または徴収猶予中の方	下水道受益者負担金受益者 変更申告	詳しくは右記にお問い合わせください。	上下水道局 お客さまサービス課 普及促進係 088-821-9232
浄化槽	引き続き使用される場合	浄化槽管理者変更報告書	詳しくは右記にお問い合わせください。	環境保全課 生活排水係 本庁舎5階 512番 088-823-9471
	今後使用予定が無い場合	・浄化槽管理者変更報告書 ・浄化槽使用休止届		
	取り壊し等で 浄化槽が無くなる場合	浄化槽廃止届		
くみ取り式トイレ	くみ取り式トイレを使用 されている方	詳しくは右記にお問い合わせください。	鏡・土佐山地区 各契約会社 	
			春野地区 各契約会社 	
			上記地区以外 高知市環境事業公社 088-884-4424 	
公共料金	電気・ガス等を使用されている方	詳しくは右記にお問い合わせください。	各契約会社	

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口	
NHK 放送受信料	契約者が死亡	残留家族がいる場合	名義変更 支払変更	<p>契約者の氏名・住所などに変更があった際は、必ず NHK へ連絡をお願いします。</p> <p>NHK高知放送局 ナビダイヤル 0570-077-077 午前9時～午後6時（土・日・祝も受付）</p> <p>▼「解約」、「免除事由消滅届」のお手続きは電話でのお申込みとなります。 ▼「名義変更」、「支払変更」のお手続きはインターネットでいつでもお申込みができます。</p> <p>NHK「受信料の窓口」 https://www.nhk-cs.jp/j/Q0134751</p>  <p>▼「免除申請」は高知市役所窓口でお手続きください。</p> <p>身体障害・知的障害⇒障がい福祉課 088-823-9056</p> <p>精神障害⇒健康増進課 088-803-8005</p> <p>公的扶助⇒福祉管理課 088-823-9444</p>	
		残留家族がいない場合	解約		
	免除が適用されている場合	残留家族がいる場合	名義変更 支払変更 免除事由消滅届		
		残留家族がいない場合	解約		
		残留家族も【免除基準】に該当する場合	名義変更 支払変更 免除申請		
固定電話	NTT西日本で契約をしている場合	名義変更 解約	<p>詳しくは右記にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方（契約者）の死亡の記載のある戸籍謄本等 ・亡くなった方（契約者）と相続人の相続関係が確認できる戸籍謄本等 	<p>(NTT 西日本の場合) 局番なし 116</p> <p>携帯からは 0800-200-0116</p>	
	NTT西日本以外で契約をしている場合	名義変更 解約	詳しくは右記にお問い合わせください。	各契約会社	
その他	携帯電話を契約している場合	名義変更 解約	詳しくは右記にお問い合わせください。	各契約会社	
	インターネットの契約をしている場合	名義変更 解約			
	ケーブルテレビの契約をしている方				

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
口座 引き 落とし	亡くなった方の口座から 引き落としをしていた方 (税金・公共料金・ 新聞購読料等)	支払変更 解約	<ul style="list-style-type: none"> ・引き落とし変更後の通帳 ・引き落とし変更後の通帳のお届け印 ・納税通知書または、公共料金等のお客さま番号の確認できるもの ※金融機関等によって必要書類は異なります。 ※契約者が亡なられた場合は、契約者変更が必要になります。水道・電気・ガス等の契約者変更（17ページ等）もご覧ください。	各金融機関
カード	クレジットカードを お持ちの方	解約	詳しくは右記にお問い合わせください。	各契約会社
預貯金	預貯金等の口座を お持ちの方	口座の相続手続	<ul style="list-style-type: none"> ・法定相続情報一覧図の写し または、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等と相続関係が確認できる戸籍謄本等 ・相続人の印鑑証明 等 ※金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関
株式	株式をお持ちの方	名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等 ・相続関係が確認できる戸籍謄本等 ・相続人の印鑑証明 等 ※証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
生命 保険 等	生命保険の 契約をされている方	死亡保険金の 請求 入院給付金の 請求 等	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本等 ・死亡診断書 等 ※保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社 または代理店
	損害保険等の 契約をされている方	名義変更 解約 等	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍謄本等 ・相続関係が確認できる戸籍謄本等 ※保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 損害保険会社 または代理店

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
免許証	運転免許証をお持ちの方	返納 等	返納する義務はありません。 ※更新の案内通知を停止したい方 ・亡くなられたことがわかる書類 (死亡診断書の写し、 除籍謄本の写し等) ・亡くなった方の運転免許証	高知県運転免許センター 088-893-1221 または 警察署
旅券	旅券(パスポート)をお持ちの方	返納 等	・パスポート 有効期間内のパスポートについては返納ください。期限が切れたものについては返納不要です。	高知県庁 パスポート窓口 (高知県庁1F) 088-823-9656
営業許可	理容所・美容所、 クリーニング所、興業場、 公衆浴場を営業している方	廃止届	・確認証または許可書	生活食品課 生活環境保健担当 あんしんセンター 1階 8番 088-822-0588
		相続による開設者 (営業者) 地位承継届	詳しくは右記にお問い合わせください。	
	旅館、温泉利用施設を 営業している方	廃止届	・許可書	
		相続による承継承認申請 (死亡後60日以内)	詳しくは右記にお問い合わせください。	
	住宅宿泊事業(いわゆる 民泊)を営業している方	廃業等届出	詳しくは右記にお問い合わせください。	
飲食店等を 営業している方	営業廃(休)業届	・営業許可証	生活食品課 食品保健担当 あんしんセンター 1階 10番 088-822-0588	
	相続による地位承継届	・相続関係が確認できる 戸籍謄本または 法定相続情報一覧図の写し ・同意書		
犬	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届 (飼い主の変更)	詳しくは右記にお問い合わせください。	生活食品課 動物愛護担当 あんしんセンター 1階 9番 088-822-0588 
鳥獣	鳥獣飼育登録票の交付 を受けた方 (メジロを飼っている方)	死亡届 等	・鳥獣飼育登録票	新エネルギー・ 環境政策課 本庁舎5階 514番 088-823-9209

区分	対象者または該当する場合	主な手続き	必要なものまたはご案内事項	担当課 受付窓口
遺言・相続放棄等	自筆(証書)遺言書を発見した場合	遺言書検認	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言書原本 ・手数料 ・郵便切手 ・戸籍謄本等 ※詳しくは右記にお問い合わせください。 ※自筆証書遺言書を検認前に開封すると、過料（行政罰）に処せられることがあります。	申し立て、お問い合わせは、遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所 高知市であれば、高知家庭裁判所（丸ノ内1-3-5） 審判係： 088-822-0441 
	自筆証書遺言書を法務局で保管している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言書の内容証明書の交付請求 ・遺言書の閲覧等 	詳しくは右記にお問い合わせください。	高知地方法務局供託課（栄田町2-2-10） 088-822-3331
	遺言公正証書を発見した場合	記載されているとおりに執行してください。		
	遺言公正証書を作成しているか分からない場合	遺言公正証書の確認	詳しくは右記にお問い合わせください。	高知合同公証役場（本町1-1-3 朝日生命高知本町ビル3階） 088-823-8601
	相続の限定承認をする方 （相続財産の範囲内でのみ、死亡した人の借金その他の債務を負担するお手続き）	相続を知った日から3か月以内に、申し立てる。 相続人全員が共同しておこないます。	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ・郵便切手 ・住民票や戸籍謄本等 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる。 高知市であれば、高知家庭裁判所（丸ノ内1-3-5） 審判係： 088-822-0441
相続の放棄をする方 （財産と借金、その他の債務の両方とも相続したくない場合のお手続き）	相続を知った日から3か月以内に、申し立てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料 ・郵便切手 ・住民票や戸籍謄本等 	高知市であれば、高知家庭裁判所（丸ノ内1-3-5） 審判係： 088-822-0441	

戸籍謄本・住民票等の証明書について

諸手続きに各種証明書が必要な場合があります。金融機関や各契約会社等にお問い合わせいただき、

- ・ どの証明書が必要か（戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、印鑑証明など）
- ・ 証明書は原本確認後に返却してくれるのか（原本提出、コピー可など）
- ・ 発行日から何か月以内のものが有効であるか

などを、ご確認してから市役所にお越しいただくと、お手続きがスムーズに進みます。

◆ 戸籍謄本 提出先に誰のどのような戸籍が必要かをご確認ください。



例) ○死亡年月日のわかる戸籍 等

○亡くなった方との続柄が確認できる戸籍

○亡くなった方の出生から死亡までの連続した戸籍

婚姻などの戸籍届出のほか、本籍の変更や戸籍の改製により新しい戸籍を作られた場合、**戸籍が複数に分かれています。また、戸籍が複数の市区町村にまたがる場合は、全ての戸籍を一度に取得することはできません。**

死亡時の戸籍からさかのぼって取得していくこととなりますので、まずは死亡時の本籍がある市区町村にて申請してください。

◆ 住民票 提出先に、誰のどのような記載のある住民票が必要かをご確認ください。

例) 世帯全員（亡くなった方の記載も必要か）、続柄入り、本籍入り 等

◆ 戸籍謄本・住民票等の取得場所・取得可能日の注意点について

死亡事項が記載された戸籍や住民票は、死亡届提出後、すぐには交付できません。また、戸籍は本籍地の市区町村でのみ、住民票は住民登録地での市区町村のみ取得が可能です。

● 戸籍謄本等

死亡時の本籍地	死亡届の提出先	取得場所・取得可能日
A市	A市	本籍地であるA市で、死亡届受理後、4～5日後(市役所の休業日を除く)に取得できます。
A市	B市	本籍地であるA市に、ご確認ください。 A市が高知市の場合、死亡届受理後、10日程度(市役所休業日を除く)かかります。

● 住民票等

死亡時の住民登録地	死亡届の提出先	取得場所・取得可能日
A市	A市	住民登録地であるA市で、死亡届受理後の翌営業日に取得できます。
A市	B市	住民登録地であるA市に、ご確認ください。 A市が高知市の場合、10日程度(市役所休業日を除く)かかります。

◆ 印鑑証明

亡くなった方の印鑑登録証明書は交付できません。相続人の印鑑証明書が必要な場合は、印鑑登録証を添えて住民登録をしている市区町村役場でご請求ください。

◆ 高知市での戸籍及び住民票の請求について

【直接窓口で請求される場合】

中央窓口センター(高知市役所本庁舎 1階)、および市内9か所の地域の窓口センターでご請求ください。地域の窓口センターについては、開所時間等が異なります。右記二次元コードからご確認ください。



【郵送で請求される場合】 ※印鑑登録証明書は郵送ではご請求いただけません。

高知市に本籍地や住所地がある方は、ご請求方法について下記にお問い合わせください。

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
高知市役所中央窓口センター調査整理担当
電話：088-823-9432

住民票請求書(郵便用)



戸籍謄本・抄本等請求書(郵便用)



死亡に伴うお手続きの委任状について

死亡に伴うお手続きや、戸籍・住民票・税に関する証明の取得については、法令等の規定によって、お手続きできる申請者が限定されている場合があります。

配偶者やお子さんといった相続人の方であれば、ほとんどのお手続きに支障はございませんが、それ以外の方が来庁される場合には、25ページの委任状をご準備いただくことで、お手続きがスムーズになることがあります。

25ページの委任状にご記入される前にお読みください。

- ※1 必ず委任される方が**すべての内容**を記入・押印し、窓口には原本をお持ちください。委任される方が高齢等の理由で記入できない場合は、代筆者がすべてを記入してください。代筆者は、窓口に来られる方以外の第三者にお願いしてください。
- ※2 委任状の内容について、委任される方へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先の記入をお願いします。
- ※3 お手続きが一日で終わらない場合は、再度委任状をいただくことがありますので、ご了承ください。

【記入例】仕事で来庁できない子が、その妻に委任する場合

「委任状」

令和 5 年 8 月 20 日（委任状を書いた日をご記入ください。）

委任事項 ※委任する事項に必ず頼む人(相続人)が <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。 (印がない場合は、その事項について委任されていないこととなりますので、注意してください。)	頼むことができる人
<input checked="" type="checkbox"/> 高知市役所における下記事項の全てに関する相続手続き 高知市役所における次の相続手続き（✓を付けた項目のみ委任する場合） <input type="checkbox"/> 所得証明書、納税証明書の取得に関する一切の権限 <input type="checkbox"/> 固定資産税に関する証明書の取得に関する権限 <input type="checkbox"/> 固定資産税の名寄帳の写しの取得及び課税に関すること <input type="checkbox"/> 介護保険の「郵便物等送付先変更」に関する権限 <input type="checkbox"/> 介護保険の「保険料の還付金または高額介護サービス費等給付費の申請」に関する権限	左記のお手続きの委任者（頼む方）は、項目②にお名前のある方で、 相続人のみです。 (※相続人については4ページをご参照ください。)
<input type="checkbox"/> 戸籍(除票)および改製原戸籍の謄(抄)本、戸籍の附票の取得に関する一切の権限	相続人 + (注1)
<input type="checkbox"/> 住民票(除票)の写しの取得に関する一切の権限	正当な請求理由のある方

(注1) 相続人ではない直系親族の方も取得可能ですが、相続に関する全ての戸籍謄本等が取得できない場合があります。

① お亡くなりになった方の欄

住所 高知市本町5丁目1番45号

氏名 高知 太郎 生年月日: T. H. R. 10年1月3日

本籍 高知市本町5丁目1番

お亡くなりになった日 R. 5年8月10日

② 委任者(頼む方)の欄 ※委任事項欄の頼むことのできる人であること。(相続人については、4ページをご参照ください)

お亡くなりになった方からみた続柄 (配偶者・・父母・孫・祖父母・その他())

住所 香川県高松市番町1丁目8番15号 竜馬ハイツ101号室

氏名 高知 一男 生年月日: T. H. 35年5月5日

連絡先電話番号 090-1234-5678

住所 ①と同じ ②と同じ

私は、次の者を代理人(頼まれて窓口に来る方)と定め、下記の事項を委任します。

③ 代理人の欄

住所 ①と同じ ②と同じ

氏名 高知 花子

②の方と同じ住所で に印をつけることにより省略可能です。

※委任状の代筆について

委任者による記入ができず、代筆する場合は、代理人以外の方が、以下の項目をご記入ください。

代筆の理由	手を怪我して、記入が難しいため	住所
代筆者	住所 香川県高松市番町5丁目8番15号 竜馬ハイツ803号室 氏名 坂本 乙女 <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ②と同じ <input type="checkbox"/> ③と同じ

「委任状」

令和 年 月 日（委任状を書いた日をご記入ください。）

委任事項 ※委任する事項に必ず頼む人(相続人)が <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。 (印がない場合は、その事項について委任されていないことになりますので、注意してください。)	頼むことができる人
<input type="checkbox"/> 高知市役所における下記事項の全てに関する相続手続き 高知市役所における次の相続手続き (✓を付けた項目のみ委任する場合) <input type="checkbox"/> 所得証明書、納税証明書の取得に関する一切の権限 <input type="checkbox"/> 固定資産税に関する証明書の取得に関する権限 <input type="checkbox"/> 固定資産税の名寄帳の写しの取得及び課税に関すること <input type="checkbox"/> 介護保険の「郵便物等送付先変更」に関する権限 <input type="checkbox"/> 介護保険の「保険料の還付金または高額介護サービス費等給付費の申請」に関する権限	左記のお手続きの委任者(頼む方)は、項目②にお名前のある方で、 相続人のみです。 (※相続人については4ページをご参照ください。)
<input type="checkbox"/> 戸籍(除票)および改製原戸籍の謄(抄)本、戸籍の附票の取得に関する一切の権限	相続人 + (注1)
<input type="checkbox"/> 住民票(除票)の写しの取得に関する一切の権限	正当な請求理由のある方

(注1) 相続人ではない直系親族の方も取得可能ですが、相続に関する全ての戸籍謄本等が取得できない場合があります。

① お亡くなりになった方の欄

住所

氏名 生年月日：T・S・H・R 年 月 日

本籍

お亡くなりになった日 R 年 月 日

② 委任者(頼む方)の欄 ※委任事項欄の頼むことのできる人であること。(相続人については、4ページをご参照ください)

お亡くなりになった方からみた続柄 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他())

住所

氏名 ① 生年月日：T・S・H 年 月 日

連絡先電話番号

住所
 ①と同じ

私は、次の者を代理人(頼まれて窓口に来る方)と定め、下記の事項を委任します。

③ 代理人の欄

住所

氏名

住所
 ①と同じ
 ②と同じ

※委任状の代筆について

委任者による記入ができず、代筆する場合は、代理人以外の方が、以下の項目をご記入ください。

代筆の理由		住所
代筆者	住所 <p>氏名 ①</p>	<input type="checkbox"/> ①と同じ <input type="checkbox"/> ②と同じ <input type="checkbox"/> ③と同じ

【遺品の処分について】

少量であれば、亡くなった方がお住まいであった地域の決められたごみステーションへ、収集日に分別して出してください。

高知市コールセンター TEL088-822-8111 へお問い合わせください。

【詳しいことは】

○分別・収集やステーションについて 環境業務課 TEL088-856-5374

また、遺品が多量の場合は、ご自身で施設に直接お持ちいただくか、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼することも可能です。

<施設に直接持ち込む場合（有料）>

事前に各施設にご連絡の上、各施設に持ち込めるものごとに分別して持ち込みください。

<p>●資源物 高知市再生資源処理センター 高知市大津乙1786-1 ☎088-866-5613</p> <p>持ち込み受付 月～金（祝日は除く） 9:00～11:30 13:00～15:30</p> <p>※処分手数料 （水銀含有物） 720円/5kg</p> 	<p>●可燃ごみ●可燃粗大ごみ 高知市清掃工場 高知市長浜6459 ☎088-842-1171</p> <p>持ち込み受付 月～金（祝日は除く） 8:00～11:30 13:00～15:30</p> <p>※処分手数料 120円/10kg</p> 
<p>●不燃ごみ 三里最終処分場 高知市池2571 ☎088-847-2337</p> <p>持ち込み受付 月～金（祝日は除く） 9:00～11:30 13:00～15:30</p> <p>※処分手数料 120円/10kg</p> 	<p>●プラスチック製容器包装 苮蒲谷プラスチック減容工場 高知市仁井田3636 ☎088-884-4424</p> <p>持ち込み受付 月～金 （水曜・祝日は除く） 9:00～11:30 13:00～15:30</p> <p>※処分手数料 290円/10kg</p> 

<回収を依頼する場合（有料）>

遺品回収を依頼する場合は、以下の一般廃棄物収集運搬許可業者を利用してください。

なお、金額については、直接各業者にお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者名	所在地	電話
(有)高知清光社	高知市南河ノ瀬町 111-1	088-831-7791
(株)高知清掃センター	高知市南ノ丸町 12-8	088-832-2188
(有)高知街清掃	高知市福井町 1683-5	088-823-4055
(有)セイム	高知市神田 1876	088-833-1413
(株)ダイセイ	高知市南川添 9-5	088-884-3811
(有)中央環境企画	高知市池 2351-4	088-847-7701
(株)都市美粧建設	高知市神田 972-1	088-833-8330
(有)西村興業	高知市東城山 48-2	088-831-8329
(株)春野清掃	高知市春野町弘岡下 82-2	088-894-2417

空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者・ 管理者の皆さまへ

適切な管理がされていない空き家は、周辺の生活環境へさまざまな悪影響を及ぼします。空き家の適切な管理は、所有者や管理者の責任です。



特定空き家等が改善の助言や指導に従わず、勧告を受けた場合、税制優遇措置が受けられずに**固定資産税が大幅に上がる可能性**があります。さらに勧告を受けても改善されない場合、命令を受ける可能性があり、命令に従わなかった場合、**50万円以下の罰金**が科せられます。

お得な 制度紹介

空き家を相続した場合の課税所得の特別控除

一定期間内に1億円以下で譲渡した場合に特別控除が受けられます（その他要件あり）



※1 昭和56年5月31日以前のもの

※2 耐震性がある場合は不要

空 き 家 に 関 す る 相 談 窓 口

空き家売る・貸す	(公社)高知県宅地建物取引業協会	TEL 088-823-2001
空き家の相続・財産管理	高知県司法書士会	TEL 088-825-3131
空き家に関する法律相談全般	高知弁護士会	TEL 088-872-0324
土地の境界確定	高知県土地家屋調査士会	TEL 088-825-3132
空き家の利活用・改修・解体	(公社)高知県建築士会(居住支援研究会)	TEL 088-822-0255
	(一社)高知県建築士事務所協会	TEL 088-825-1231
空き家の害虫駆除	(一社)高知県ペストコントロール協会 (株)大進内	TEL 088-848-2391
空き家に関する相談全般	高知県空き家相談窓口	TEL 088-803-6511
マイホーム借上げ制度(50歳以上)	(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)	TEL 03-5211-0757
庭の草取り・剪定・空き家管理サービス	(公社)高知市シルバー人材センター	TEL 088-882-3839
成年後見人制度の利用	高知市成年後見サポートセンター	TEL 088-856-5539

●●●不安なことは専門家に相談してみよう●●●

高知市建築指導課 TEL 088-823-9470

変わる 不動産登記

亡くなった父親名義の土地を処分したいけど…
亡くなった母親名義の家でそのまま暮らしているけど…



令和5年4月27日

相続土地国庫帰属制度が開始されました。

※一定の要件を満たした場合に土地を手放して国庫に帰属させることができますこととなりました。



令和6年4月1日

相続登記の申請が義務化されます。

※相続をした時から**3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。
正当な理由なく義務に違反した場合、**10万円以下**の過料が科せられることがあります。



～相続登記の方法～

◆相続登記の手続き方法、必要書類について

「あなたと家族をつなぐ相続登記～相続登記・遺産分割を進めましょう～」



◆相続登記のオンライン申請について

「不動産登記申請手続」



◆登記手続きのご案内

「登記手続案内をご利用の皆様へ」

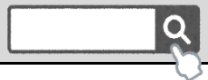


専門家に依頼できます。

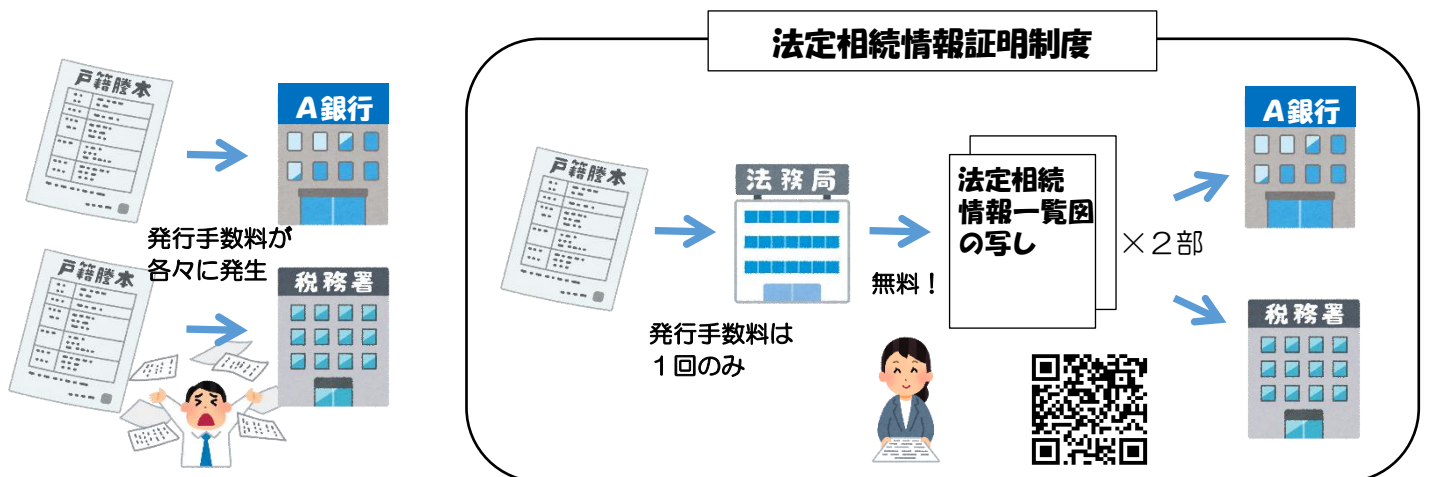
◆司法書士…「高知県司法書士会」

◆弁護士…「高知弁護士会」

で、検索！



～法定相続人を証明する方法～



高知地方法務局

お問合せ先 本局 (088) 822-3331 香美支局 (0887) 52-3049 須崎支局 (0889) 42-0374
安芸支局 (0887) 35-2272 四万十支局 (0880) 34-1600



※お車で来られる方は、本庁舎来庁者用駐車場をご利用ください。

県庁前地下駐車場は令和5年4月1日から令和6年3月31日まで改修工事により営業休止しております。

※上記の期間は駐車台数が少ないため、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

所在地：〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
高知市役所 市民協働部 中央窓口センター
おくやみ窓口
電話：088-821-9002

令和5年8月作成